

全国盲学校における視知覚の認知に障害のある 幼児児童生徒への教育的支援に関する調査研究

久松 寅 幸 平 田 勝 政
(長崎県立盲学校) (長崎大学教育学部)

I 目的と方法

盲学校の小・中学校等に対する教育的支援の状況については、全国盲学校普通教育連絡協議会において毎年実態調査が行われている。しかし、視知覚の認知に障害のある幼児児童生徒（以下「児童等」という）のみを対象とした調査は、現在未実施である。視知覚の認知に障害のある（及びその疑いがある、以下同じ）^{注1)}児童等に対しても、盲学校に蓄積されている専門性（見え方の把握、指導法等）を活用することによって、児童等の学習・生活の向上を目指した教育的支援の充実を図っていく必要があると筆者らは考える。

そこで本研究は、全国の盲学校における、視知覚の認知に障害のある児童等に対する教育的支援の実態と課題・問題点を調査・分析して、盲学校のセンター的機能としての小・中学校等に対する教育的支援の充実策を発展させていく手がかりを得ることを目的とした。

調査対象は、全国の盲学校 68 校(国立 1・公立 65・私立 2)とし、電子メールによるアンケート調査を実施した。調査期間は、2009(平成 21)年 8 月～9 月とし、調査対象である全国の盲学校(68 校)全てから回答を得た(回収率 100%)。調査内容は、下記のとおりである。

- (1) 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(以下「小・中学校等」という)に在籍している児童等に対しての教育的支援の数
 - ① 教育的支援を行った全児童等の数及び実施回数
 - ② 教育的支援を行った視知覚の認知に障害のある児童等の数及び実施回数
- (2) 視知覚の認知に障害のある児童等に対する教育的支援の内容
 - ① 主に行っている支援の内容 ② 主に使用している教材・教具
- (3) 小・中学校等の教員を対象とした視知覚認知の障害に関する研修会の実施
 - ① 研修会実施の有無と実施回数 ② 研修会の内容 ③ 研修会の今後の実施計画
- (4) 視知覚の認知に障害のある児童等への教育的支援に関する課題・問題点

II 結果

1 小・中学校等に在籍している児童等に対して行った教育的支援の数

(1) 教育的支援を行った児童等の数及び実施回数

全国の全ての盲学校(68 校)が、2008(平成 20)年度において、小・中学校等に在籍している児童等に対し、教育的支援を行っている。その人数(実人数、以下同じ)^{注2)}については、表 1^{注3)}に示すとおり

り、総計 2,899 人である。学校種別に見ると、「小学校」が 1,067 人(36.8%)と最も多く、次いで「幼稚園・保育所」(941 人、32.5%)、「特別支援学校」(582 人、20.1%)の順であり、「高等学校」は 61 人(2.1%)と極端に少ない。

また、2008 年度に全国の盲学校が、小・中学校等の児童等を実施した教育的支援の実施回数^{注4)}については、表 2 に示すとおり、総計 13,816 回である。学校種別に見ると、「小学校」が 6,226 回(45.1%)と最も多く、次いで「幼稚園・保育所」(5,136 回、37.2%)、「特別支援学校」(1,250 回、9.0%)の順であり、「高等学校」は 154 回(1.1%)と極端に少ない。

表 1 全国盲学校が小・中学校等に対して教育的支援を行った児童等の数

種 別	児童等(人)	割合(%)
幼稚園・保育所	941	32.5
小学校	1,067	36.8
中学校	248	8.6
高等学校	61	2.1
特別支援学校	582	20.1
計	2,899	100.1

表 2 全国盲学校が小・中学校等の児童等に対して行った教育的支援の実施回数

種 別	実施回数	割合(%)
幼稚園・保育所	5,136	37.2
小学校	6,226	45.1
中学校	1,050	7.6
高等学校	154	1.1
特別支援学校	1,250	9.0
計	13,816	100

(2) 教育的支援を行った視知覚の認知に障害のある児童等の数及び実施回数

全国の盲学校(68 校)中、2008 年度において、小・中学校等に在籍している視知覚の認知に障害のある児童等に対して、教育的支援を行った盲学校は、48 校(70.6%)である(表 3)。

実施した 48 校における児童等の人数については、表 4 に示すとおり、総計 852 人である。学校種別に見ると、「小学校」が 401 人(47.1%)と最も多く、次いで「特別支援学校」(187 人、21.9%)、「幼稚園・保育所」(174 人、20.4%)であり、「高等学校」は 14 人(1.6%)と極端に少ない。

また、48 校における実施回数については、表 5 に示すとおり、総計 3,711 回である。学校種別に見ると、「小学校」が 2,056 回(55.4%)と最も多く、次いで「幼稚園・保育所」(1,097 回、29.6%)、「特

別支援学校(305回、8.2%)であり、「高等学校」は18回(0.5%)と極端に少ない。

表3 全国盲学校における小・中学校等の視知覚の認知に
障害のある児童等に対する教育的支援実施の有無

実施の有無	盲学校(数)	割合(%)
実施している	48	70.6
実施していない	20	29.4
計	68	100

表4 全国盲学校(48校)が教育的支援を行った視知覚の認知
に障害のある児童等の数

種別	児童等(人)	割合(%)
幼稚園・保育所	174	20.4
小学校	401	47.1
中学校	76	8.9
高等学校	14	1.6
特別支援学校	187	21.9
計	852	99.9

表5 全国盲学校(48校)が視知覚の認知に障害のある児童等
に対して行った教育的支援の実施回数

種別	実施回数	割合(%)
幼稚園・保育所	1,097	29.6
小学校	2,056	55.4
中学校	235	6.3
高等学校	18	0.5
特別支援学校	305	8.2
計	3,711	100

2 小・中学校等に在籍している視知覚の認知に障害のある児童等に対する教育的支援の内容

(1) 主に行っている教育的支援の内容

2008年度に、視知覚の認知に障害のある児童等に対して教育的支援を実施している盲学校(48校)が、主に行っている教育的支援の内容(複数回答)については、表6に示すとおりである。すなわち、「眼と手の協応」が42校(87.5%)と最も多く、次いで「文字の読み書き」(38校、79.2%)、「視覚補

助具（ルーペ、拡大読書器等）の使い方」（32校、66.7%）であり、「地図の見方」が12校（25.0%）と最も少ない。

表6 視知覚の認知に障害のある児童等に対して教育的支援を行っている盲学校（48校）における主な支援の内容（複数回答）

内 容	盲学校(数)	割合(%)
眼と手の協応	42	87.5
文字の読み書き	38	79.2
視覚補助具（ルーペ、拡大読書器等）の使い方	32	66.7
学習道具（定規、物差し等）の使い方	30	62.5
「図」と「地」の弁別	29	60.4
図形の見方・書き方	23	47.9
地図の見方	12	25.0
その他	11	22.9

（2）主に使用している教材・教具

2008年度に、視知覚の認知に障害のある児童等への教育的支援を行っている盲学校（48校）が、主に使用している教材・教具（複数回答）については、表7に示すとおりである。すなわち、「フロスティッグ視知覚学習ブック」が35校（72.9%）と最も多く、次いで「自作の教材・教具」（30校、62.5%）、「フロスティッグ視知覚学習ブック以外の市販されている教材・教具（〇〇式書き方カード、パソコンのソフト等）」（24校、50.0%）であり、「CD等に録音された音声教材」は3校（6.3%）と極端に少ない。

表7 視知覚の認知に障害のある児童等に対する教育的支援を行っている盲学校（48校）が主に使用している教材・教具（複数回答）

教材・教具	盲学校(数)	割合(%)
フロスティッグ視知覚学習ブック	35	72.9
自作の教材・教具	30	62.5
フロスティッグ視知覚学習ブック以外の市販されている教材・教具	24	50.0
CD等に録音された音声教材	3	6.3
その他	5	10.4

3 小・中学校等の教員を対象とした視知覚認知の障害に関する研修会の実施

（1）研修会実施の有無と実施回数

全国の盲学校(68校)において、過去3年間(2006年度～2008年度)に、小・中学校等の教員を対象として、視知覚の認知に障害のある児童等への教育的支援に関する研修会を実施した学校は、25校(36.8%)である(表8-1)。

また、研修会を実施した25校の過去3年間における年度別の実施校数(延数)及び実施回数は、表8-2及び表8-3に示すとおり、いずれも2008年度が最も多くなっている。すなわち、実施校については、25校中、2006年度が12校(48.0%)であったのに対して、2008年度は23校(92.0%)と増加している。また実施回数についても、総計69回中、2006年度が18回(26.1%)であったのに対して、2008年度は32回(46.4%)に増加している。

表8-1 全国盲学校における小・中学校等の教員に対する研修会実施の有無

実施の有無	盲学校(数)	割合(%)
実施している	25	36.8
実施していない	43	63.2
計	68	100

表8-2 研修会を実施した盲学校(25校)における年度別の実施校数(延べ数)

年度	盲学校(数)	割合(%)
2006	12	48
2007	14	56
2008	23	92

表8-3 研修会を実施した盲学校(25校)における年度別の実施回数

年度	研修会(数)	割合(%)
2006	18	26.1
2007	19	27.5
2008	32	46.4
計	69	100

(2) 研修会の内容

まず、研修会を実施している25校について、その研修テーマを見てみると、表9-1に示すとおりである。すなわち、視知覚の認知に特化していると思われるものは14回(20.3%)であり、他の55回(79.7%)は視覚障害教育全般にわたる研修テーマ(その中で視知覚に関する内容を取り上げているものと思われる)となっている。

また、研修会の実施会場については、表9-2に示すとおり、「盲学校」が44回(63.8%)、「盲学校

以外」の会場が 25 回(36.3%)となっている。「盲学校以外」の会場としては、多い順に、小学校(8 回)、特別支援学校(5 回)、教育センター(4 回)、等であり、高等学校では実施されていない(表 9-3)。

表 9-1 盲学校(25 校)が実施した研修会(69 回)における研修テーマ

テーマ	研修会(数)	割合(%)
視覚障害全般と思われるもの	55	79.7
視知覚の認知に特化していると思われるもの	14	20.3
計	69	100

表 9-2 研修会(69 回)の実施会場

実施会場	研修会(数)	割合(%)
盲学校	44	63.8
盲学校以外	25	36.3
計	69	100.1

表 9-3 盲学校以外の実施会場(25 回)の内訳

実施会場	研修会(数)	割合(%)
幼稚園・保育所	1	4
小学校	8	32
中学校	3	12
高等学校	0	0
特別支援学校	5	20
教育センター	4	16
大学	1	4
公的施設	3	12
計	25	100

次に、研修会の受講者数については、「10～19 人」及び「20～29 人」がともに 14 回(20.3%)と最も多く、次いで「50～99 人」が 13 回(18.8%)であり、「100 人以上」は 1 回(1.4%)となっている(表 9-4)。

さらに、盲学校教員以外の外部講師が担当した研修会は、表 9-5 に示すとおり、69 回中 23 回(33.3%)である。外部講師の職名は、多い順に、大学教員(7 回)、教育センター指導主事(6 回)、眼科医(4 回)、オプトメトリスト^{注 5)}(3 回)、その他(3 回)である(表 9-6)。

表 9-4 研修会(69回)の受講者数

受講者(人)	研修会(数)	割合(%)
10未満	11	15.9
10～19	14	20.3
20～29	14	20.3
30～39	12	17.4
40～49	4	5.8
50～99	13	18.8
100以上	1	1.4
計	69	99.9

表 9-5 研修会(69回)における外部講師の有無

有無	研修会(数)	割合(%)
有り	23	33.3
無し	46	66.7
計	69	100

表 9-6 外部講師「有り」の研修会(23回)の職名の内訳

職名	研修会(数)	割合(%)
大学教員	7	30.4
教育センター指導主事	6	26.1
眼科医	4	17.4
オプトメトリスト	3	13.0
その他	3	13.0
計	23	99.9

表 10 全国盲学校における小・中学校等の教員に対する研修会の今後の実施計画

実施計画	盲学校(数)	割合(%)
今年度実施する	27	39.7
今年度とは限らないが、実施に向けて検討している	6	8.8
調査研究等を行い、実施の有無について検討している	0	0
現在のところ実施する予定はない	35	51.5
計	68	100

(3) 研修会の今後の実施計画

全国の盲学校(68校)の、小・中学校等の教員に対する研修会の実施計画については、「本年度実施する」が27校(39.7%)であるのに対し、「現在のところ実施する予定はない」が35校(51.5%)となっている(表10)。

4 小・中学校等に在籍している視知覚の認知に障害のある児童等への教育的支援に関する課題・問題点

全国の盲学校(68校)が、視知覚の認知に障害のある児童等に対して、教育的支援を行うに当たっての課題・問題点(複数回答)については、表11に示すとおりである。すなわち、「発達障害児に対する実態把握や指導に詳しい教員の不足」が34校(50.0%)と最も多く、次いで「関係機関からの情報が得られにくい」(22校、32.4%)、「弱視児に対する実態把握や指導の経験が活かされにくい」(19校、27.9%)の順である。

表11 全国盲学校における小・中学校等に在籍している視知覚の認知に障害のある児童等に対する教育的支援に関する課題・問題点(複数回答)

課題・問題点	盲学校(数)	割合(%)
発達障害児に対する実態把握や指導に詳しい教員の不足	34	50.0
関係機関からの情報が得られにくい	22	32.4
弱視児に対する実態把握や指導の経験が活かされにくい	19	27.9
使用する教材・教具の不足	17	25.0
小・中学校等との連携が取りにくい	16	23.5
その他	9	13.2
無回答	2	2.9

III 考察

1 小・中学校等に在籍している児童等に対して行った教育的支援の数について

(1) 教育的支援を行った児童等の数及び実施回数

まず、2008年度において、全国全ての盲学校が、小・中学校等に在籍している児童等に対し教育的支援を行っており、その実人数(以下「人数」という場合がある)は、2,899人である。この数は、2008年5月1日現在の全国盲学校における在籍者数3,488人^{注6)}の実に83.1%に当たる。

この2,899人を学校種別に見ると、小学校が最も多く、次に多い幼稚園・保育所も3割を超えており、両者を併せると児童等全体の約7割を占めている。これに対して、中学校と高等学校はいずれも1割以下であり、特に高等学校は約2%と極端に少ない。

文部科学省は、地域の学校における障害のある児童等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導

や必要な支援を行うため、「特別支援教育推進体制モデル事業」(2003～2004 年度)を基盤に「特別支援教育体制推進事業」(2005～2007 年度)を実施し、2008 年度からは、同事業を継続発展させて「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」を実施している。また、2007 年 4 月に施行された改正学校教育法においては、①特別支援学校は、在籍児童等の教育を行うほか、小・中学校等に在籍する児童等の教育についても助言・援助に努める、②小・中学校等は、障害のある児童等に対して適切な教育を行う、ことを規定している。小学校に対する教育的支援の人数が多いのは、当該校からの依頼も含めて、上記事業の実施や改正法の施行が大きく反映しているものと思われる。また、幼稚園・保育所の人数が多いのは、前述の「特別支援教育体制推進事業」の事業対象が、2005 年度から幼稚園及び高等学校へ拡大されたことと、何よりも、盲学校におけるこれまでの早期からの教育相談に関する実践の蓄積が大きく起因しているものと思われる。

一方、高等学校を対象とした支援については、文部科学省においても、2007 年度から「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施する等、その充実に努めているが、盲学校からの支援の数は、現在のところ極めて少ない。中学校への教育的支援も含めて、今後、支援の充実に向けた課題を明らかにするための調査研究等が必要である。

次に、実人数 2,899 人に対する教育的支援の実施回数は、総計 13,816 回であり、1 人当たりの平均実施回数は 4.8 回である。

表 12 小・中学校等に在籍している児童等に対する教育的支援の 1 人当たりの実施回数

種別	実人数	実施回数	1 人当たりの実施回数
幼稚園・保育所	941	5136	5.5
小学校	1,067	6226	5.8
中学校	248	1050	4.2
高等学校	61	154	2.5
特別支援学校	582	1250	2.1
計	2,899	13816	4.8

(注) 「1 人当たりの実施回数」は、「実施回数」／「実人数」として算出した。

これを学校種別に見ると、小学校が最も多く、次に多い幼稚園・保育所を併せると、実施回数全体の 8 割を超えている。注目すべきは、他の学校種別と比較して、特別支援学校の実施回数の割合が実人数に比べて低いということである。すなわち、特別支援学校は、実人数が全体の約 2 割であるのに対して、実施回数は 1 割を割っている(表 1・表 2)。具体的には、表 12 に示すように、特別支援学校の 1 人当たりの実施回数(2.1 回)は学校種別の中で最も少なく、小学校(5.8 回)の約 3 分の 1 にとどまっている。このように特別支援学校の児童等 1 人当たりに対する実施回数が少ないのは、盲学校は、全国的にその多くが 1 県 1 校の設置であり、その 1 校が、全県下に点在する特別支援学校の教育的支

援を担っているためであると思われる。そしてこのことは、小・中学校等に対する教育的支援の数も、潜在的には更に多いことを示唆している。

(2) 教育的支援を行った視知覚の認知に障害のある児童等の数及び実施回数

まず、2008年度において、全国の約7割の盲学校(48校)が、小・中学校等に在籍している視知覚の認知に障害のある児童等に対し教育的支援を行っている。そして、支援を行っている人数は852人であり、これは、全国の盲学校が教育的支援を行っている全児童等(2,899人)の約3割である。

この852人を学校種別に見ると、小学校が最も多く、次に多い特別支援学校と幼稚園・保育所を併せると、全児童等の約9割に達している。これに対して、中学校と高等学校は、両者を併せても1割程度であり、極端に少ない。

表 13 小・中学校等の、教育的支援を行っている全児童等と視知覚の認知に障害のある児童等との人数の比較

種別	全児童等(人)	視知覚に障害のある児童等(人)	割合(%)
幼稚園・保育所	941	174	18.5
小学校	1,067	401	37.6
中学校	248	76	30.6
高等学校	61	14	23.0
特別支援学校	582	187	32.1
計	2,899	852	29.4

(注) 割合(視知覚に障害のある児童等の全児童等に対する割合)は、「視知覚の認知に障害のある児童等」/「教育的支援を行っている全児童等」として算出した。

注目すべき点の第1は、教育的支援を行っている全児童等に対する幼稚園・保育所の人数の割合が、他の学校種別に比較して最も低いことである。すなわち、表13に示すように、他の学校種別は、高等学校(23.0%)を除いて、視知覚の認知に障害のある児童等の数が、教育的支援を行っている全児童等の数の3割を超えている。これに対して、幼稚園・保育所においては2割を割っている。これは、幼稚園・保育所の在園児に対する見え方の実態把握の難しさが要因の一つになっているものと思われる。第2は、特別支援学校の人数の割合が、幼稚園・保育所との比較において高いということである。すなわち、教育的支援を行っている全児童等の人数(表1)においては、特別支援学校の割合(20.1%)は幼稚園・保育所(32.5%)の約6割であるのに対して、視知覚の認知に障害のある児童等の人数(表4)においては、両者は2割程度でほぼ同じである。このことは、幼稚園・保育所における視知覚の認知に障害のある児童等の人数が少ないことと同時に、視知覚認知の障害が脳性麻痺などの中枢性疾患に起因すると言われていることとの関連を示唆している。

また、長崎県立盲学校が2007年度に実施した長崎県の特別支援学校における視覚に関する実態調

査^{注7)}においても、「矯正視力 0.3 以上で見ることに困難を感じている」者のほとんどが肢体不自由養護学校に在籍している。このことから、特別支援学校に対する支援の必要性は、更に高まることが予想される。

次に、実人数 852 人に対する教育的支援の実施回数は、総計 3,711 回である。1 人当たりの平均実施回数は 4.4 回であり、教育的支援を行った全児童等の実施回数(4.8 回)とほぼ同じである。

これを学校種別に見ると、小学校が最も多く、次に多い幼稚園・保育所を併せると、全体の 8 割を超えている。注目すべきは、他の学校種別と比較して、特別支援学校の実施回数の割合(8.2%)が人数(21.9%)に比べて極端に低いことである(表 5・表 4)。これは、前項で述べたように、盲学校が、全県下に点在する特別支援学校の教育的支援を対象としていることによるものと思われる。

2 小・中学校等に在籍している視知覚の認知に障害のある児童等に対して行った教育的支援の内容について

(1) 主に行っている教育的支援の内容

2008 年度に教育的支援を実施している 48 校における、主に行っている支援の内容(複数回答)は、「眼と手の協応」が 9 割近くと最も多く、次いで「文字の読み書き」(約 8 割)である。このことは、盲学校で日々実践している弱視教育のノウハウそのものが、支援に十分活かされていることを裏付けている。すなわち、盲学校においては、①中枢性の疾患によって視知覚の認知に困難のある児童等(視覚・肢体の重複障害)に対する指導法が蓄積されており、②見ることを通して概念の枠組みをつくる一連の学習の出発点としての眼と手の協応(探索操作活動等)や、文字の読み書きの基礎技能に関する指導が行われている。

また、約 3 分の 2 の盲学校が、「視覚補助具(ルーペ、拡大読書器等)の使い方」「学習道具(定規、物差し等)の使い方」と回答している。このことは、視覚障害者のために開発された補助具が、指導の手立てとして有効に活用されていると同時に、ここでも、盲学校での弱視教育のノウハウが支援に活かされていることを示している。なお、「地図の読み方」と答えている盲学校は 4 分の 1 にとどまっている。これは、「図形の見方・書き方」が半数以下にとどまっていることも含めて、支援の対象者が小学校、幼稚園・保育所に多いことによるものと思われる。

さらに、約 2 割の盲学校(11 校)が「その他」と答えている。その具体的な内容は、「眼球運動の訓練」「授業での配慮事項等在籍校教員への支援」「補助具や教材・教具の紹介」「自分の見えにくさについての理解」「進路情報の提供」等である。これらの回答は、盲学校が、小・中学校等の児童等に対して、学習面だけでなく、幅広い多様な支援を行っていることを反映しているといえる。

(2) 主に使用している教材・教具

2008 年度に教育的支援を実施している 48 校において、主に使用している教材・教具(複数回答)は、「フロスティック視知覚学習ブック」が 7 割以上と最も多い。「フロスティック視知覚発達検査」は、視知覚の機能を視覚と運動の協応・空間関係等五つの知覚技能でとらえ^{注 8)}、視知覚能力の発達状況を把握する検査である。多くの盲学校が「フロスティック視知覚学習ブック」を活用して、眼と手の

協応や文字のパターン(線や点の空間的な構成)の識別等、視知覚認知の向上のための支援を行っているものと思われる。

しかし、半数の盲学校が「フロスティック視知覚学習ブック以外の市販されている教材・教具」を活用しており、また、6割を超える盲学校が「自作の教材・教具」を使用している。このことは、全国の盲学校において、個々の児童等の見え方(視知覚の認知)の実態に応じたきめ細かな指導が実践されていることを示している。なお、使用している自作の教材・教具としては、「視知覚訓練プリント」「パソコンソフトで作成した自作フロスティック・ドリル」「形の認識のための教材」「パワーポイントで作成した漢字誘導式読み教材」等であり、また、市販されている教材・教具としては、「視覚機能トレーニングソフト」「〇〇式漢字練習ノート」「〇〇式平仮名カード・カタカナカード」「LD児のための学習ワークシート」「磁石積み木」等である。

一方、「CD等に録音された音声教材」を使用している盲学校は、わずか3校(約6%)にとどまっている。これは、この種の教材についての周知が進んでいないことが、要因の一つであると思われる。録音図書は、従来はカセットテープが主流であったが、現在は、CDに録音するデージー^{注9)}形式が一般的になってきている。そして最近では、パソコンで音声を聞きながら、同時に絵や写真・文字を見ることができるマルチメディアのデージー図書も作られ、視覚障害のみならず、学習障害等の他の障害者にも利用が広がりつつある。また、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」(いわゆる教科書バリアフリー法、2008年6月公布)の第7条においては、発達障害等のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等(教科用拡大図書等)^{注10)}に関する調査研究等を推進することが規定されている。さらに、2009年1月に施行された改正著作権法^{注11)}等により、今後、このようなデージー図書等の教材としての活用はますます増えていくことが予想される。

なお、「その他」(5校)のうち、3校が「〇〇盲学校作成の教材」と回答している。1県1校の設置が多い盲学校においては、今後は、このような先進校からの情報の提供等を行うための全国的なネットワークの構築が必要であると思われる。

3 小・中学校等の教員を対象とした視知覚認知の障害に関する研修会の実施について

(1) 研修会実施の有無と実施回数

全国の盲学校(68校)中、約3分の1の学校が、過去3年間に、小・中学校等の教員を対象として、視知覚の認知に障害のある児童等への教育的支援に関する研修会を実施している。

その実施状況は、年度を追うごとに増加し、2008年度が極めて多い。すなわち、実施校については、2006年度が約半数(12校)であるのに対して、2008年度はほぼ全ての盲学校(23校)に増加している。また、実施回数についても、総計69回中、半数近く(32回)が2008年度に実施されている。この増加の傾向は、前述した①改正学校教育法の施行(2007年4月)、②発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業の実施(文部科学省、2008年度から)、及び③本調査において全国の約7割の盲学校が教育的支援を実施、等による小・中学校等からの支援依頼の増加等によって、今後も続くことが予想される。しかし反面、約3割の盲学校が、過去3年間に視知覚認知の障害に関する教育的支援を行

なっていないこと(前述)等は、研修会を実施するにあたっての課題も多いことを示唆している。

(2) 研修会の内容

まず、研修会を実施している25校における計69回の研修テーマについては、視覚障害教育全般にわたるものがほとんど(約8割)であり、視知覚の認知に特化していると思われるものはわずか約2割にとどまっている。この結果は、視知覚の認知に関する研修テーマが、視覚障害教育全般にわたる研修会の中で取り上げられていると考えられること、及び研修会そのものの実施校が全国盲学校の約3分の1にとどまっていることに起因しているものと思われる。

具体的な研修テーマの回答を見てみると、①視覚障害教育全般にわたる研修テーマとしては、「視覚障害教育研修会」「視覚に障害のある子どもの理解と支援」「見え方の気になる子どもへの支援」「視機能についての研修会」「視機能の検査」「視機能の問題が起こす子どもの不器用さ」「弱視児の見え方の理解と指導法」「弱視レンズの指導」「弱視についての基礎知識」「小・中学校で学ぶ子どもの生活や学習のつまづきについて」「重複障害教育について」等であり、②視知覚の認知に特化していると思われるものとしては、「フロスティック視知覚発達検査法研修会」「視知覚の認知に課題のある子どもの書字・読字に関する研修会」「視知覚認知に配慮した教材の紹介」「視機能と視覚認知の発達」「発達障害の子どもに見られる視知覚能力の問題とその指導」「発達障害の視知覚機能の不調とそのサイン」「ビジョン・トレーニングの実際」等である。

また、研修会の実施会場としては、盲学校が約3分の2であり、盲学校以外の会場(小学校、中学校等)が3分の1である。最近は、ノーマライゼーションの理念の浸透や、保護者・本人の希望、小・中学校の通常学級在籍児への拡大教科書の無償給与(2004年度から)、及び学校教育法施行令の一部改正(2002年9月施行)による認定就学制度の導入等により、弱視の児童等が小・中学校等で教育を受けるケースが増えてきつつある。このことから、いわゆる通常の学校を会場としての研修会は、今後増えていくことが予想される。

次に、受講者数については、全体の約7割が40人未満の研修会である。しかし、約2割の研修会が50人～99人の受講者であり、100人以上の研修会も1回実施されている。また、視知覚の認知に特化していると思われるテーマでの研修会(実施回数は少ないが)では、概して受講者数が多い。このことは、小・中学校等の教員における、視知覚認知の障害に関する研修会開催のニーズが多いことを示唆している。

さらに、盲学校教員以外の外部講師が担当した研修会は、23回(全体の3分の1)である。そして外部講師は、視知覚の認知に特化していると思われるテーマでの研修会に多い。もちろんこの種の研修会の講師を盲学校教員が担当している学校もあり、盲学校での日々の実践の蓄積とともに、その成果を小・中学校等に積極的に発信していくことも必要であると思われる。

(3) 研修会の今後の実施計画

全国盲学校(68校)の、小・中学校等の教員に対する研修会の実施計画については、約4割の盲学校が「今年度実施する」としており、これに「今年度とは限らないが実施に向けて検討している」学校を併せると、約半数の盲学校(33校)が「実施する」予定にしている。2008年度に実施した盲学校

が約3分の1(23校)であったこと、及び今後教育的支援の依頼の増加が予想されること等により、小・中学校等の教員を対象としたこの種の研修会は、今後増えていくものと思われる。しかし一方では、「現在のところ実施する予定はない」と回答している盲学校も約半数ある。これは、過去3年間に視覚認知の障害に関する教育的支援を行っていない盲学校が約3割であること(前述)等、研修会充実のための課題があることも示している。

4 小・中学校等に在籍している視覚認知に障害のある児童等への教育的支援に関する課題・問題点について

全国の盲学校(68校)が、視覚認知に障害のある児童等に対して、教育的支援を行うにあたっての課題・問題点(複数回答)については、半数の盲学校が「発達障害児に対する実態把握や指導に詳しい教員の不足」と答えている。そして、3割近くの盲学校が「弱視児に対する実態把握や指導の経験が活かされにくい」と回答している。

課題・問題点に関連しては、視覚認知に障害のある児童等に対する教育的支援についての意見(記述式)において、推進に積極的な内容と、推進のための課題を指摘する内容が、それぞれ複数見られる。その主なものは以下のとおりである。

○ 推進する必要があるとする内容

- ・「視覚情報の『入力機能』については、盲学校が力を発揮できる分野である。弱視教育のノウハウを生かしていくことができると思われる。」
- ・「弱視教育のノウハウを小・中へ提供することで、支援し易いという言葉をいただいている。」
- ・「近年、小学校の通常の学級からの相談として、視覚認知に困難があると思われるケースが増えてきている。学校組織として相談に応じられるよう体制整備が必要である。」

○ 推進のための課題を指摘する内容

- ・「今までの視覚障害の専門性で視覚認知に障害のある児童生徒を指導しきれないのではないかと思う。発達障害の指導の専門性が必要とされると思う。」
- ・「現担当者数では、視覚障害のある相談者に対応するのに精一杯の状態であるので、視覚認知に障害のある児童等への支援まで手が回らないのが現状である。」
- ・「発達障害、LD等への支援をどのようにしていくかについて、本校の先生方のコンセンサスが得にくい。

このような記載は、視覚認知に障害のある児童等への教育的支援を推進・充実させていく上で課題を明確にしていく貴重な手がかりを与えてくれている。

また、約3分の1の盲学校が「関係機関からの情報が得られにくい」、約4分の1の盲学校が「小・中学校等との連携が取りにくい」と答えている。

この関係機関との連携の必要性・あり方に関しては、前述の教育的支援についての意見(記述式)においても、以下の記載が見られる。

- 「対象となる児童生徒の存在を、できるだけもれなく把握していくことが重要だと考えているが、そのために必要な他の関係機関との連携の在り方を、今後も検討していく必要があると思う。」

- 「現在、地域の関係機関と連携して、子どもに対する支援をどんな内容で、どこがどのような形で行うかについて調整しつつあるところである。盲学校の発達障害等に対する専門性の問題から、地域での支援を主体にし、盲学校が連携先の一つとして協力するのが理想ではないかと考える。」
- 「特に小・中学校からの情報がお互いに不足している点がある。地教委を通じての情報を流す努力を今後ともしていきたい。」
- 「関係諸機関とのネットワークを作り、適切な助言・連携ができるようにしていく必要があると考えており、発達障害支援センターや特別支援学校等と情報共有やケース会議を定期的実施している。今後は、各地域の特別支援学校等に支援依頼があったとき、共に協力して支援をしていきたいと考えている。」

これらの意見は、今後の関係機関との連携の進め方をコーディネートしていくシステムの必要性を示唆するなど、一定の方向性を示しているといえる。

IV まとめと今後の課題

本調査によって明らかになった結果の要点は、以下のとおりである。

(1) 2008 年度に、全国の全ての盲学校が、小・中学校等に在籍している児童等に対して教育的支援を行っている。その人数は 2,899 人(1 人当たりの平均実施回数は 4.8 回)であり、この数は、全国盲学校在籍者数の 8 割以上に相当する。学校種別では、小学校と幼稚園・保育所で全体の約 7 割を占めており、中学校と高等学校はいずれも 1 割以下である。

(2) 全国の約 7 割の盲学校が、視知覚の認知に障害のある児童等に対して教育的支援を行っている。その人数は、上記 2,899 人のうち 852 人(約 3 割)であり、1 人当たりの平均実施回数は 4.4 回である。

(3) 視知覚の認知に障害のある児童等に対して行っている主な教育的支援の内容は、「眼と手の協応」(約 9 割)、「文字の読み書き」(約 8 割)、及び「視覚補助具」・「学習道具」の使い方(約 3 分の 2)である。このことは、盲学校で日々実践している弱視教育のノウハウ、及び視覚障害者のために開発された補助具や教材・教具が、支援に十分活かされていることを裏付けている。逆に、「図形の見方・書き方」(半数以下)、「地図の見方」(4 分の 1)は少なく、これは、支援の対象者が小学校、幼稚園・保育所に多いことによるものと思われる。

(4) 教育的支援に使用している教材・教具としては、「フロスティック視知覚学習ブック」(7 割以上)、「自作の教材・教具」(6 割以上)、「フロスティック視知覚学習ブック以外の市販されている教材・教具」(半数)が多い。このことは、視知覚認知力向上のために、個々の児童等の見え方(視知覚の認知)の実態に応じたきめ細かな指導が実践されていることを示している。一方、「CD等に録音された音声教材」は極端に少なく(約 6%)、これは、この種の教材についての周知が進んでいないことが要因の一つであると思われる。

(5) 全国の約 3 分の 1 の盲学校が、小・中学校等の教員を対象として、視知覚認知の障害に関する研修会を実施し、そのほとんどが、視覚障害教育全般の研修会の中で行っている。数は少ないが、視知覚の認知に特化していると思われる研修会は、概して受講者数が多い。

(6) 教育的支援を行うに当たっての課題・問題点として、半数の盲学校が「発達障害児に対する実

態把握や指導に詳しい教員の不足」と答えている。また、教育的支援についての意見(記述式)においては、推進に積極的な内容と、推進にあたっての不安と課題を指摘する内容が、それぞれ複数見られる。これらは、今後支援を充実させていく上での課題を明らかにしていく貴重な手がかりを提供してくれている。

教育的支援推進のための今後の課題は、支援の実践等に関する盲学校間のネットワークの構築、盲学校における弱視教育のノウハウの積極的発信、盲学校からの支援に関する啓発広報の推進、小・中学校等や関係機関との連携の強化、などである。

<注>

- 1) 視知覚認知の障害とは、「視力の程度に関わらず、視覚から入った情報を処理して理解することが難しく、視覚と運動の協応・図形と素地・形の恒常性・空間における位置・空間関係の理解等に困難やつまづきを示す状態」をいう。
- 2) 実人数とは、「複数回の相談や支援など、場所や時間・回数に関わりなく、同一の対象者のときは、1名として計上」した人数である。
- 3) 本調査における集計値の割合については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100%にならないものがある。
- 4) 実施回数とは、相談の場所・時間や内容及び関わった職員数に関係なく、実施日を基準として、実人数に対する延べ日数の累計として計上したものである。
- 5) アメリカ・カナダ・オーストラリアなどで制度化されている検眼や視力・視覚機能に関する専門資格。日本では制度化されていない。
- 6) 文部科学省『特別支援教育資料(平成20年度)』2009.4
- 7) 久松・平田：長崎県の特別支援学校における視覚に障害のある児童生徒の実態に関する調査研究「長崎大学教育学部附属教育実践総合センター紀要」第7号,45-56,2008.3
- 8) フロスティック視知覚発達検査の知覚技能とは、①視覚と運動の協応(目と手の協応動作)、②図形と素地(素地に対する図形の知覚)、③形の恒常性(大きさ、線の濃淡、構成、空間における位置等の条件が異なる図形の知覚、類似図形との弁別)、④空間における位置(図形の反転・回転の弁別)、⑤空間関係(形態や模様分析)をいう。
- 9) デイジー(Digital Accessible Information System=DAISY)とは、デジタル録音再生システムのことである。
- 10) 「教科用特定図書等」とは、「視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書(以下「教科用拡大図書」という。)、点字により検定教科用図書等を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るものをいう。(障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律第2条)
- 11) 改正著作権法第37条第3項において、対象者が「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者(視覚障害者等)」に広がり、複製の方法も、録音に限定せず「文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信を行うことができる。」と幅が広がった。